

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土日が休日に當る  
場合は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録  
旧慣使用林野整備計画の認可  
土地収用法による土地の立入り  
開発行為に関する工事の完了  
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
勝 部 収 子	鳥業第三五一号	昭和五十二年五月十六日

### 鳥取県告示第四百六十二号

三朝町長から申請のあつた西小鹿地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十二年六月十日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第四百六十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道二十九号改築事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町大字落折字下モ畑、字カワタゴ、字トウタイ、字柘道、字チバ谷、字ヒシロ畑、字カン町、字加賀町、字フロヤ元、字ユリノ途、字大林、字ユリノ向、字大道端、字オノ本、字平石、字シヨウジ畑、字一ツ休及び字大湖頭、大字小舟字ウオノ手、字古ソロ、字今出、字赤測、字赤測上、字限浪、字大將軍、字繩手及び字大麻町並びに大字大野字栃本、字ウルシ谷、字寺前、字ヲワダ、字前川、字大野、字橋詰及び字中原向地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年六月十五日から昭和五十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十月二十五日 鳥取県指令受都計第四百七十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字夜見境一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町四五〇〇

中国ヒューム管株式会社

代表取締役 松岡一次

鳥取県告示第四百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年六月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
八頭郡郡家町大字下門尾二一―一 池田正春	八頭郡郡家町大字宮谷字下六反田二四九一―の一部	幅員 六・九〇×一四・〇〇メートル 延長 四五・五〇メートル

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一、日時 昭和五十一年六月二十二日 午前十一時十五分

二、場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三、議題

(1) 昭和五十三年度使用教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料について

(2) その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年六月二十三日午前十一時三十分から 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬一〇三六番地の五 山崎美代子